

L A N型通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新												
第1表 料金（附帯サービスの料金は除きます。） 第1類 利用料金 第1 削除 第2 削除 第3 第3種サービスに関するもの 1 適用 <table border="1" data-bbox="185 454 1061 1390"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (9)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(10) サービスの品質（遅延時間S L A）に係る利用料金の適用</td><td> ア 当社は第3種サービス（タイプ1に係るもの（臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。））に限ります。以下この項において同じとします。）について、当社が定める同一の都道府県の区域内の区間において測定した1の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間（その第3種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものをいい、その測定方法は当社が定めるところによります。）の平均が10ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2－1－1－1（基本料）、2－1－2（中継局設備の部分）及び2－1－3（県内中継回線の部分））に限ります。この場合において、この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.03を乗じた額を減額して適用します。 イ 当社は第3種サービス（タイプ1に係るもの（臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。））に限ります。以下この項において同じとします。）に係る通信が都道府県の区域をまたがる区間又は契約者回線と相互接続点との間で可能であるものに限り、当社が定める都道府県の区域をまたがる区間等における1の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復す </td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (9)	(略)	(10) サービスの品質（遅延時間S L A）に係る利用料金の適用	ア 当社は第3種サービス（タイプ1に係るもの（臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。））に限ります。以下この項において同じとします。）について、当社が定める同一の都道府県の区域内の区間において測定した1の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間（その第3種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものをいい、その測定方法は当社が定めるところによります。）の平均が10ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2－1－1－1（基本料）、2－1－2（中継局設備の部分）及び2－1－3（県内中継回線の部分））に限ります。この場合において、この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.03を乗じた額を減額して適用します。 イ 当社は第3種サービス（タイプ1に係るもの（臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。））に限ります。以下この項において同じとします。）に係る通信が都道府県の区域をまたがる区間又は契約者回線と相互接続点との間で可能であるものに限り、当社が定める都道府県の区域をまたがる区間等における1の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復す	第1表 料金（附帯サービスの料金は除きます。） 第1類 利用料金 第1 削除 第2 削除 第3 第3種サービスに関するもの 1 適用 <table border="1" data-bbox="1155 454 2031 1390"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (9)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(10) サービスの品質（遅延時間S L A）に係る利用料金の適用</td><td> ア 当社は第3種サービス（タイプ1に係るもの（臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。））に限ります。以下この項において同じとします。）について、当社が定める同一の都道府県の区域内の区間において測定した1の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間（その第3種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものをいいます。）をいい、その測定方法は当社が定めるところによります。以下この欄において同じとします。）の平均が10ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2－1－1－1（基本料）、2－1－2（中継局設備の部分）及び2－1－3（県内中継回線の部分））に限ります。この場合において、この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.03を乗じた額を減額して適用します。 イ 当社は第3種サービス（タイプ1に係るもの（臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。））に限ります。以下この項において同じとします。）に係る通信が都道府県の区域をまたがる区間又は契約者回線と相互接続点との間で可能であるものに限り、当社が定める都道府県の区域をまたがる区間等において測定した1の料金月における遅延時間の平均が35ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金 </td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (9)	(略)	(10) サービスの品質（遅延時間S L A）に係る利用料金の適用	ア 当社は第3種サービス（タイプ1に係るもの（臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。））に限ります。以下この項において同じとします。）について、当社が定める同一の都道府県の区域内の区間において測定した1の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間（その第3種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものをいいます。）をいい、その測定方法は当社が定めるところによります。以下この欄において同じとします。）の平均が10ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2－1－1－1（基本料）、2－1－2（中継局設備の部分）及び2－1－3（県内中継回線の部分））に限ります。この場合において、この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.03を乗じた額を減額して適用します。 イ 当社は第3種サービス（タイプ1に係るもの（臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。））に限ります。以下この項において同じとします。）に係る通信が都道府県の区域をまたがる区間又は契約者回線と相互接続点との間で可能であるものに限り、当社が定める都道府県の区域をまたがる区間等において測定した1の料金月における遅延時間の平均が35ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金
区 分	内 容												
(1) ～ (略) (9)	(略)												
(10) サービスの品質（遅延時間S L A）に係る利用料金の適用	ア 当社は第3種サービス（タイプ1に係るもの（臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。））に限ります。以下この項において同じとします。）について、当社が定める同一の都道府県の区域内の区間において測定した1の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間（その第3種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものをいい、その測定方法は当社が定めるところによります。）の平均が10ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2－1－1－1（基本料）、2－1－2（中継局設備の部分）及び2－1－3（県内中継回線の部分））に限ります。この場合において、この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.03を乗じた額を減額して適用します。 イ 当社は第3種サービス（タイプ1に係るもの（臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。））に限ります。以下この項において同じとします。）に係る通信が都道府県の区域をまたがる区間又は契約者回線と相互接続点との間で可能であるものに限り、当社が定める都道府県の区域をまたがる区間等における1の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復す												
区 分	内 容												
(1) ～ (略) (9)	(略)												
(10) サービスの品質（遅延時間S L A）に係る利用料金の適用	ア 当社は第3種サービス（タイプ1に係るもの（臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。））に限ります。以下この項において同じとします。）について、当社が定める同一の都道府県の区域内の区間において測定した1の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間（その第3種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものをいいます。）をいい、その測定方法は当社が定めるところによります。以下この欄において同じとします。）の平均が10ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2－1－1－1（基本料）、2－1－2（中継局設備の部分）及び2－1－3（県内中継回線の部分））に限ります。この場合において、この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.03を乗じた額を減額して適用します。 イ 当社は第3種サービス（タイプ1に係るもの（臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。））に限ります。以下この項において同じとします。）に係る通信が都道府県の区域をまたがる区間又は契約者回線と相互接続点との間で可能であるものに限り、当社が定める都道府県の区域をまたがる区間等において測定した1の料金月における遅延時間の平均が35ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金												

新旧対照

旧	新
<u>るのに要する時間（その第3種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものをいい、その測定方法は当社が定めるところによります。）の平均が35ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2-1-1-1（基本料）、2-1-2（中継局設備の部分）、2-1-3（県内中継回線の部分）、2-1-4（県間中継回線の部分）及び2-1-5（協定事業者網接続回線の部分）に限り、この場合において、この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.10を乗じた額を減額して適用します。</u> ウ 当社はこの表のイの規定による減額が適用される場合は、この<u>表のア</u>の規定による減額を適用しません。 エ 当社は第3種サービス（タイプ2に係るもの（臨時LAN型通信網契約に係るものを除きます。）に限り、以下この項において同じとします。）について、当社が定める同一の都道府県の区域内の区間又は<u>当社が定める都道府県の区域をまたがる区間等における1の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間（その第3種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものをいい、その測定方法は当社が定めるところによります。）の平均が35ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2-2-1-1（基本料）及び2-2-2（協定事業者網接続回線の部分）に限り、この場合において、この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.10を乗じた額を減額して適用します。</u>	については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2-1-1-1（基本料）、2-1-2（中継局設備の部分）、2-1-3（県内中継回線の部分）、2-1-4（県間中継回線の部分）及び2-1-5（協定事業者網接続回線の部分）に限り、この場合において、この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.10を乗じた額を減額して適用します。 ウ 当社はこの表のイの規定による減額が適用される場合は、この<u>欄のア</u>の規定による減額を適用しません。 エ 当社は第3種サービス（タイプ2に係るもの（臨時LAN型通信網契約に係るものを除きます。）に限り、以下この項において同じとします。）について、当社が定める同一の都道府県の区域内の区間において測定した1の料金月における遅延時間の平均が<u>8</u>ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2-2-1-1（基本料）及び2-2-2（協定事業者網接続回線の部分）に限り、この場合において、この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.10を乗じた額を減額して適用します。 オ 当社は第3種サービス（タイプ2に係るもの（臨時LAN型通信網契約に係るものを除きます。）に限り、以下この項において同じとします。）について、当社が定める同一の<u>府県区域の区域をまたがる区間等において測定した1の料金月における遅延時間の平均が18ミリ秒を超えた場合は、その料金</u>

新旧対照

旧

(11) サービスの品質（稼働率SLA）に係る利用料金の適用	ア 当社は、第3種サービス（臨時LAN型通信網契約に係るものを除きます。）について、タイプ1に係るもの又はタイプ2に係るものそれぞれにおいて、イに規定する1の料金月における稼働率が99.99%を下回った場合は、その料金月の利用料金（臨時契約者回線に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2－1－1－2（加算料）、2－2－1－2（加算料）、2－3（付加機能利用料）及び2－4（端末設備に係るもの）を除きます。この場合において、この表の(8)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に次表に規定する減額率を乗じて得た額を減額して適用します。 <table><tr><td>稼働率</td><td>減額率</td></tr><tr><td>99.8%以上99.99%未満</td><td>1%</td></tr><tr><td>98.0%以上99.8%未満</td><td>3%</td></tr><tr><td>95.0%以上99.0%未満</td><td>10%</td></tr><tr><td>90.0%以上95.0%未満</td><td>20%</td></tr><tr><td>90.0%未満</td><td>100%</td></tr></table> イ ～（略） ウ	稼働率	減額率	99.8%以上99.99%未満	1%	98.0%以上99.8%未満	3%	95.0%以上99.0%未満	10%	90.0%以上95.0%未満	20%	90.0%未満	100%		(11) サービスの品質（稼働率SLA）に係る利用料金の適用	ア 当社は、第3種サービス（臨時LAN型通信網契約に係るものを除きます。）について、タイプ1に係るもの又はタイプ2に係るものそれぞれにおいて、イに規定する1の料金月における稼働率が99.99%を下回った場合は、その料金月の利用料金（臨時契約者回線に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）に規定する 利用料金の額（2－1－1－2（加算料）、2－2－1－2（加算料）、2－3（付加機能利用料）及び2－4（端末設備に係るもの）を除きます。この場合において、この表の(9)欄まで の適用による場合は、適用した後の金額とします。）に次表に規定する減額率を乗じて得た額を減額して適用します。 <table><tr><td>稼働率</td><td>減額率</td></tr><tr><td>99.8%以上99.99%未満</td><td>1%</td></tr><tr><td>98.0%以上99.8%未満</td><td>3%</td></tr><tr><td>95.0%以上99.0%未満</td><td>10%</td></tr><tr><td>90.0%以上95.0%未満</td><td>20%</td></tr><tr><td>90.0%未満</td><td>100%</td></tr></table> イ ～（略） ウ	稼働率	減額率	99.8%以上99.99%未満	1%	98.0%以上99.8%未満	3%	95.0%以上99.0%未満	10%	90.0%以上95.0%未満	20%	90.0%未満	100%	
稼働率	減額率																												
99.8%以上99.99%未満	1%																												
98.0%以上99.8%未満	3%																												
95.0%以上99.0%未満	10%																												
90.0%以上95.0%未満	20%																												
90.0%未満	100%																												
稼働率	減額率																												
99.8%以上99.99%未満	1%																												
98.0%以上99.8%未満	3%																												
95.0%以上99.0%未満	10%																												
90.0%以上95.0%未満	20%																												
90.0%未満	100%																												
(12) サービスの品質（故障回復時間SLA）に係る利用料金の適用	ア （略） イ SLA基準額は、次表に定める料金とします。		(12) サービスの品質（故障回復時間SLA）に係る利用料金の適用	ア （略） イ SLA基準額は、次表に定める料金とします。																									

新

	月の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2－2－1－1（基本料）及び2－2－2（協定事業者網接続回線の部分）に限ります。この場合において、この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.10を乗じた額を減額して適用します。 カ 当社はこの表のオの規定による減額が適用される場合は、この欄の工の規定による減額を規定しません。													
(11) サービスの品質（稼働率SLA）に係る利用料金の適用	ア 当社は、第3種サービス（臨時LAN型通信網契約に係るものを除きます。）について、タイプ1に係るもの又はタイプ2に係るものそれぞれにおいて、イに規定する1の料金月における稼働率が99.99%を下回った場合は、その料金月の利用料金（臨時契約者回線に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）に規定する 利用料金の額（2－1－1－2（加算料）、2－2－1－2（加算料）、2－3（付加機能利用料）及び2－4（端末設備に係るもの）を除きます。この場合において、この表の(9)欄まで の適用による場合は、適用した後の金額とします。）に次表に規定する減額率を乗じて得た額を減額して適用します。 <table><tr><td>稼働率</td><td>減額率</td></tr><tr><td>99.8%以上99.99%未満</td><td>1%</td></tr><tr><td>98.0%以上99.8%未満</td><td>3%</td></tr><tr><td>95.0%以上99.0%未満</td><td>10%</td></tr><tr><td>90.0%以上95.0%未満</td><td>20%</td></tr><tr><td>90.0%未満</td><td>100%</td></tr></table> イ ～（略） ウ	稼働率	減額率	99.8%以上99.99%未満	1%	98.0%以上99.8%未満	3%	95.0%以上99.0%未満	10%	90.0%以上95.0%未満	20%	90.0%未満	100%	
稼働率	減額率													
99.8%以上99.99%未満	1%													
98.0%以上99.8%未満	3%													
95.0%以上99.0%未満	10%													
90.0%以上95.0%未満	20%													
90.0%未満	100%													
(12) サービスの品質（故障回復時間SLA）に係る利用料金の適用	ア （略） イ SLA基準額は、次表に定める料金とします。													

新旧対照

旧				新			
用				用			
	区 分		S L A基準		区 分		S L A基準
	タイ プ 1 に 係 る も の	1 ～ （略） 3の2	（略）		タイ プ 1 に 係 る も の	1 ～ （略） 3の2	（略）
	タイ プ 2 に か か る もの	4 その契約者 回線又は付加機 能を全く利用で きない状態が生 じた場合	その契約者回線又は付加機能を 全く利用できない状態が回復し た時点における料金月のその契 約者回線又は付加機能に係る利 用料金（この表の⑧欄までの適 用による場合は適用した後の利 用料金とします。）		タイ プ 2 に か か る もの	4 その契約者 回線又は付加機 能を全く利用で きない状態が生 じた場合	その契約者回線又は付加機能を 全く利用できない状態が回復し た時点における料金月のその契 約者回線又は付加機能に係る利 用料金（この表の⑨欄までの適 用による場合は適用した後の利 用料金とします。）
		5 （略）	（略）			5 （略）	（略）
				<u>⑫の2 サービスの品質（故障通知時間S L A）に係る利用料金の適用</u>			
				<u>ア</u> 当社は、第3種サービス（タイプ2に係るもの（臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。））に限ります。以下この欄において同じとします。）について、そのL A N型通信網サービスに係るL A N型通信網契約者の責めによらない理由により、その契約者回線を全く利用できない状態（その契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合（第29条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に、当社がその第3種サービスの利用の中止をあらかじめそのL A N型通信網契約者に通知した場合を除きます。以下この欄において同じとします。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1分以上その状態が連続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から30分以内にL A N型通信網契約者があらかじめ指定した連絡先（当社が承諾したものに限り、）に通知しなかったときに限り、その料金月のその契約者回線の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2－2－1－1（基本料）、2－2－1－2の③（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の④（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑤（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑥（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑦（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑧（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑨（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑩（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑪（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑫（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑬（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑭（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑮（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑯（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑰（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑱（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑲（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の⑳（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㉑（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㉒（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㉓（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㉔（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㉕（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㉖（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㉗（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㉘（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㉙（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㉚（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㉛（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㉜（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㉝（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㉞（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㉟（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊱（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊲（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊳（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊴（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊵（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊶（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊷（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊸（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊹（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊺（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊻（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊼（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊽（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊾（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊿（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋀（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋁（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋂（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋃（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋄（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋅（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋆（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋇（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋈（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋉（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋊（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋋（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋌（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋍（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋎（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋏（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋐（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋑（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋒（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋓（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋔（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋕（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋖（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋗（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋘（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋙（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋚（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋛（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋜（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋝（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋞（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋟（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋠（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋡（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋢（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋣（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋤（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋥（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋦（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋧（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋨（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋩（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋪（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋫（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋬（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋭（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋮（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋯（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋰（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋱（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋲（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋳（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋴（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋵（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋶（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋷（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋸（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋹（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋺（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋻（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋼（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋽（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋾（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋿（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊀（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊁（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊂（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊃（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊄（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊅（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊆（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊇（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊈（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊉（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊊（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊋（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊌（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊍（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊎（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊏（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊑（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊒（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊓（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊔（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊕（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊖（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊗（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊘（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊙（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊚（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊛（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊜（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊝（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊞（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊟（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊠（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊡（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊢（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊣（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊤（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊥（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊦（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊧（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊨（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊩（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊪（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊫（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊬（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊭（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊮（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊯（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊰（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊱（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊲（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊳（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊴（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊵（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊶（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊷（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊸（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊹（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊺（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊻（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊼（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊽（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊾（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊿（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋀（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋁（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋂（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋃（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋄（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋅（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋆（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋇（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋈（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋉（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋊（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋋（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋌（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋍（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋎（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋏（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋐（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋑（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋒（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋓（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋔（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋕（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋖（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋗（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋘（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋙（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋚（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋛（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋜（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋝（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋞（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋟（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋠（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋡（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋢（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋣（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋤（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋥（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋦（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋧（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋨（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋩（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋪（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋫（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋬（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋭（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋮（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋯（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋰（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋱（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋲（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋳（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋴（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋵（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋶（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋷（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋸（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋹（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋺（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋻（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋼（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋽（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋾（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋿（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊀（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊁（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊂（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊃（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊄（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊅（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊆（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊇（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊈（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊉（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊊（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊋（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊌（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊍（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊎（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊏（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊑（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊒（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊓（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊔（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊕（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊖（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊗（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊘（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊙（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊚（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊛（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊜（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊝（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊞（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊟（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊠（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊡（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊢（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊣（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊤（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊥（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊦（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊧（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊨（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊩（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊪（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊫（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊬（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊭（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊮（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊯（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊰（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊱（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊲（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊳（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊴（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊵（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊶（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊷（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊸（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊹（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊺（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊻（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊼（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊽（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊾（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊿（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋀（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋁（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋂（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋃（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋄（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋅（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋆（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋇（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋈（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋉（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋊（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋋（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋌（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋍（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋎（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋏（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋐（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋑（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋒（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋓（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋔（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋕（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋖（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋗（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋘（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋙（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋚（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋛（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋜（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋝（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋞（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋟（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋠（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋡（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋢（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋣（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋤（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋥（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋦（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋧（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋨（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋩（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋪（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋫（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋬（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋭（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋮（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋯（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋰（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋱（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋲（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋳（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋴（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋵（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋶（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋷（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋸（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋹（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋺（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋻（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋼（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋽（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋾（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㋿（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊀（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊁（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊂（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊃（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊄（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊅（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊆（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊇（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊈（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊉（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊊（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊋（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊌（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊍（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊎（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊏（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊑（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊒（回線終端装置の部分に係るもの）に規定する利用料金の額（2－2－1－2の㊓（回線終端装置の部分に係るもの）に規定			

新旧対照

旧				新							
					る加算料) 及び2－2－2 (協定事業者網接続回線の部分) に限ります。この場合において、この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。) に代えて、イに規定する料金 (以下この欄において「S L A基準額」といいます。) に0. 04を乗じた額 (「S L A料金額」といいます。) を減額して適用します。 ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでありません。 (ア) そのL A N型通信網サービスに係るL A N型通信網契約者の責めによらない理由により、その契約者回線を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1 分以上その状態が連続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から30分以内に第42条 (契約者の切分責任) の規定によりそのL A N型通信網契約者が当社に修理の請求をしたとき。 (イ) 当社の責めによらない理由により、L A N型通信網契約者があらかじめ指定した連絡先に通知できないとき。 イ S L A基準額は、次表に定める料金とします。 <table><tr><th>区 分</th><th>S L A基準額</th></tr><tr><td>1 その契約者回線を全く利用できない状態が生じた場合</td><td>その契約者回線を全く利用できない状態が回復した時点における料金月のその契約者回線能に係る利用料金</td></tr><tr><td>2 その協定事業者網接続回線について、L A N型通信網契約におけるその協定事業者網接続回線に係る全ての契約者回線とそのL A N型通信網契約に係る相互</td><td>その協定事業者網接続回線について、そのL A N型通信網通信契約におけるその協定事業者網接続回線に係る全ての契約者回線とそのL A N型通信網契約に係る相互接続点との間の通信が全く利用できない状態が回復した時点における料金月のそのL A N型通信網契約に係る協定事業者網接続回線の利用料金</td></tr></table>	区 分	S L A基準額	1 その契約者回線を全く利用できない状態が生じた場合	その契約者回線を全く利用できない状態が回復した時点における料金月のその契約者回線能に係る利用料金	2 その協定事業者網接続回線について、L A N型通信網契約におけるその協定事業者網接続回線に係る全ての契約者回線とそのL A N型通信網契約に係る相互	その協定事業者網接続回線について、そのL A N型通信網通信契約におけるその協定事業者網接続回線に係る全ての契約者回線とそのL A N型通信網契約に係る相互接続点との間の通信が全く利用できない状態が回復した時点における料金月のそのL A N型通信網契約に係る協定事業者網接続回線の利用料金
区 分	S L A基準額										
1 その契約者回線を全く利用できない状態が生じた場合	その契約者回線を全く利用できない状態が回復した時点における料金月のその契約者回線能に係る利用料金										
2 その協定事業者網接続回線について、L A N型通信網契約におけるその協定事業者網接続回線に係る全ての契約者回線とそのL A N型通信網契約に係る相互	その協定事業者網接続回線について、そのL A N型通信網通信契約におけるその協定事業者網接続回線に係る全ての契約者回線とそのL A N型通信網契約に係る相互接続点との間の通信が全く利用できない状態が回復した時点における料金月のそのL A N型通信網契約に係る協定事業者網接続回線の利用料金										

新旧対照

旧		新	
		接続点との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合 備考 この表の(9)欄までの適用による場合は適用した後の利用料金とします。この場合において、料金表通則2（料金の計算方法等）の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則2及び3（料金の計算方法等）の規定に基づき算出した額とします。 ウ 1の料金月におけるアの規定による減額（その料金月において、この表の(10)欄、(11)欄又は(12)欄の規定による減額が適用される場合は、その減額される額を合算した額とします。以下この欄において同じとします。）は、（ア）又は（イ）に規定する料金額を上限として適用します。 （ア）（イ）以外の場合 その料金月の利用料金 （イ） その料金月が第3種サービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその第3種サービスの提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月の利用料金の合計額	
(13) ～ （略） (14)	（略）	(13) ～ （略） (14)	（略）
		附 則（令和7年10月30日企営第155500000782号） この改正規定は、令和7年11月1日から実施します。	